

# 滿蒙叢書第五卷 解題

文學博士 內藤 虎次郎

## 龍沙紀略

清の桐城の人、方式濟の撰する所なり。四庫全書總目提要によれば、方式濟は字を屋源といひ、沃園と號し、康熙四十八年の進士にして、官は中書舍人なり。大凡そ清初の東三省に關する著述は、謫客の子弟の作に係る者多きこと、楊賓の柳邊紀略、吳振臣の寧古塔紀略の若き、皆然り。而して方式濟の父も亦黑龍江に謫居せる時、方式濟往き省して此書を作りし也。

黑龍江に關する記載は、康熙年間、已に盛京通志三十二卷の編あり、乾隆の初年に至り、重編して四十八卷と爲し、其の末年には更に一百三十卷の欽定本を出し、粗ぼ其の沿革を知るに足ると雖も、當時地方の風氣未だ開けざりしを以て、之を奉天、吉林二省に比するに頗る粗略の感あり。蓋し康熙年間に俄羅斯との交渉ありし際は、兵を黑龍江に出せしを以て、其地方を重視し、設官の始めも此時よりせしと雖も、雍乾以後邊疆事なく、其記載も亦新たに編述せらるゝ者少かりしに、獨り

其際に在りて、親しく目撃せし所を記述せし本書の若きは、尤も地方志乘の考鏡に益ある者と謂ふべし。本書中に寧古塔將軍の所轄の諸鎮を書して曰稽林烏刺、曰寧古塔、曰新城、曰伊蘭哈刺といへり。寧古塔將軍は、始め寧古塔に鎮守し、康熙十五年に至り、稽林烏刺に移駐せしも、猶ほ寧古塔將軍の名を改めざりしが、乾隆二十二年に至り、改めて吉林將軍といへり。されば此書の成りしは乾隆二十二年以前に在りしことを知る。其の編述の體は、九門に分ちて、地理、氣候、官制、風俗、貢賦、物産等を記し、整然觀るべき者あり。但だ其の書名に冠するに龍沙の字を以てせるに就きては、四庫提要に其の舊文を沿用して、龍沙は原と西域沙漠の名なる事を思はざりしを指摘せりと雖も、其の混同江の名稱に關する考證の精確なること、又其の地理の記載が盛京通志に未だ載せざりし所を擧げたることは特に之を稱揚したり。其外風俗中、シャーマニズム及び風葬の條の若きも、亦清朝人の此事に關する記述中、最舊なる者の一たり。俄羅斯の來文中、康熙丙申の歳を一千七百一十六年と記せるは、即ち耶蘇紀元を用ゐたる者なることを知らずして、かの城の城郭人民ありし時の始めに遡りて記せりとせしが、如き小誤謬は、又却て當時清人の俄羅斯に關する知識の程度を知るに足りて、頗る興味ありとす。

叢書の原本は、昭代叢書本にして、楊復吉の跋によれば、式濟の家集たる述本堂集より覆刻せし者なり。

## 黒龍江外記

黒龍江に關する記載中、其の時代に於て、龍沙紀略に次ぐべき者は實に本書とす。著者は西清と云ひ、滿洲旗人にして、有名なる宰相西林覺羅氏文端公鄂爾泰の曾孫なりと云ひ、本書に舊史氏と題せる人の序あり、其何人なるを知らざるも、嘉慶十五年の作なるを見れば、本書の著述この年以前にありしことを知るべし。

本書は全部八卷にして、第一卷には山川の形勢沿革を述べ、第二卷には城堡台站卡倫を述べ、第三卷には部落種族戶口官制兵制を述べ、第四卷には俸餉錢糧等の出入費目を述べ、第五卷には貢物風俗刑律互市を述べ、第六卷には謫戍者の生活狀態、方言、服食、人民の吉凶に關する習慣等を述べ、第七卷には歷任の職官流徒謫籍の人物を述べ、第八卷には五穀果蔬其他家畜等の産物を述べたり。其記述の體裁は筆に隨ひて鈔録せる如く、整然たる綱目を立てず、然も其材料は頗る豊富に

して悉く信を徵するに足り、黒龍江地方開發の由來を知らんと欲すれば、龍沙紀略に次ぐに此書を以てして、先づ清朝が其の未だ開發政策を採らざりし以前の狀態を知らざるべからず。されば從來欽定通志以外に於て最も重要なる史料と認められたるは決して偶然にあらず。

本書に收めたる原本は漸西村舎叢刻本にして、即ち拳匪の難に殉せる大常寺卿袁昶字は爽秋の光緒廿年頃に出版せる所に係る。袁刻本の末に載せたる桐城の蕭穆の跋によれば、其刻本は黃彭年が何秋濤の鈔本より傳寫せしものを更に爽秋によりて傳寫せられ、而して後刊刻せられたるものなりと云へり。爽秋も當時已に此書が外記と稱せるよりして、必ず別に黒龍江志ありて、而して此書は殊に其餘藩を拾へるものならんと察したれども、多方其正志を求むるも得べからず。故に此書の記事其の地理の記載は外蒙古に接せる地方に於て詳細ならず、又黒龍江左岸の雅克薩城(アルバジン)境内に存する五體の界碑に關しても記す所なきより、著者が親しく其地方を經歷して記せるものにあらざることを斷じたりと雖も、然も此書の重要なることは尙之を認めて而して刊行するに至りし由を記せり。又其跋語によれば、現に夾行小注となせる部分は、本書欄外に記され